

平成30年 第4回総会・会議録

1. 日 時 平成30年4月10日(火) 午前10時～11時10分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	6番 大迫 正勝	7番 大川 國保
8番 村上 護	9番 椰野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 繁道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (11名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治	

4. 欠席委員 (4名)

5番 永津 てるみ	26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
31番 三村 訓章		

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	主 査 牟田園 了

6. 報告事項

報告第16号 使用貸借権の解約について	1件
報告第17号 非農地証明願について	4件

報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 規定による届出について	2 件
報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	1 件
報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	8 件

## 7. 議案及び結果

議案第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定 について	125 件

事務局長	おはようございます。出席予定委員がお揃いになりましたので、平成 30 年第 4 回東部農業委員会総会を開催したいと思っております。4 月 1 日付で市役所農林水産部に異動がっております。本日は新しく農林水産部長としてお見えになりました岩永部長にお運びいただいておりますので、ご紹介させて頂きたいと思っております。
岩永部長	おはようございます。岩永と申します。皆様に色々ご協力頂きながら、また教を請いながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。
事務局	それでは、ただいまより総会の中身に入っていきたいと思っております。本日の出席の状況でございます。33 名中 29 名の出席で、定足数には達しておりますことをご報告いたします。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。 それでは以降の進行を、井手尾会長、よろしくお願ひいたします。
議長	みなさん、おはようございます。ただ今より平成 30 年第 4 回総会を開催いたします。報告第 16 号から事務局説明をお願いいたします。
事務局	第 4 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。 平成 30 年 4 月 10 日 北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 16 号 使用貸借権の解約について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 17 号 非農地証明願について  
<第 1～4 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、4 件ご報告いたします。

報告第 18 号 農地法第 3 条第 3 規定による届出について  
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 19 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に  
ついて  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 20 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出につ  
いて  
<第 8 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、8 件ご報告いたします。

議長

ただ今、報告第 16 号から 20 号まで報告がありましたが、本件は報告事  
項でございますので、ご承認願います。  
それでは、これより議案の審議に入ります。

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長

では、地元委員の補足説明をお願いします。第 1 項は大川委員です。

大川委員

ただ今の事務局の説明のとおりで、問題はないと思われま。よろしく  
お願いします。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

議長                   ご異議は無いようですので、議案第 15 号につきましては、受理することといたします。

議長                   続きまして議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局               議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2 件ご審議お願いいたします。

議長                   それでは今回、現地調査を行っていただいた、第 1 項、小倉南大字呼野地区担当の下澤委員、報告をお願いします。

下澤委員           綿貫さんは現在、80 歳を超えていて高齢ということと、独り身で足が悪くてもう畑が出来ないということで、売りに出ました。竹村さんと何度かお会いしてお話をしましたが、今までもかなり耕作しているということで、何も問題はないと思われま

議長                   では第 2 項、小倉南区中曾根東 地区担当の濱中委員、報告をお願いします。

濱中委員           この 10 m<sup>2</sup>ですが、樋口さんが所有されていて飛行場線の道路が出来た時の残地です。横は老人ホーム、片方は一般道路と 1 メートルの耕作道路、隣接した所に稲垣さんが道路の残地として 30 m<sup>2</sup>位持っていて、樋口さんが稲垣さんに無償で貰ってほしいという話です。このままにしておくと、樋口さんも放置ということになりますので、この話は良いのではないかと。お互いに合意して無償譲渡したような状況でございます。問題はないかと思

議長                   ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

議長                   ご異議は無いようですので、議案第 16 号につきましては、許可と決定といたします。

議長                   続きまして議案第 17 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長

それでは、今月担当の第 1 調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

中村調査長

先程行われました調査会の結果ですが、次ページの地図を見ても分かりますように、周囲は工場がすでに立ち並んでおり、その中にポツンとこの土地だけが農地として残されているということです。何ら問題はないと思います。以上報告致します。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 16 号につきましては、許可相当と決定いたします。

議長

続きまして議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ですが、今回当事者の立岩委員が欠席の為にそのまま審議に入らせていただきます。それでは事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長

それでは、引き続き担当の第 1 調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

中村調査長

先程行われました調査会の報告ですが、借受人は立岩委員のお孫さんにあたるようで、現地を確認して何ら問題はなかったという報告であります。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 18 号につきましては、許可相当と決定いたします。

議長 続きまして議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」  
＜別紙議案書のとおり内容を説明＞  
以上、125 件ご審議お願いいたします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 19 号につきましては、原案通り決定といたします。

議長 では引き続き農政関係について、その他の項ということで 3 点ございます。

「農地法 3 条許可申請の取り扱いについて」、「農地強化パトロールの進捗状況について」、「農業委員・推進委員 緊急連絡体制について」お知らせする予定です。それでは、「農地法 3 条許可申請の取り扱いについて」、事務局の方から説明をお願いします。

橋本係長 それでは、「農地法 3 条許可申請の取り扱いについて」説明いたします。

(橋本係長より説明)

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

奥野委員 これは、事務局が把握している農地情報を我々が頂いて調査するということですね。

橋本係長 そうです。

議長 農地法 3 条の中で、先程この議案の中に載っていましたが、相続の関係も出ております。今まで新規営農でしたら、作りますか、機械を持っていますか、と審査するのですが、相続、適格証明については、その人が農地

を取得する権利がありますという事だけを、農業委員会が認めるわけです。そういう意味で結局終わった時点で、パトロールにより確認するというふうに、理解をしていただけませんか。よろしいですか。

議長                    それでは「農地強化パトロールの進捗状況について」事務局の方から、説明をお願いします。

橋本係長                それでは「農地強化パトロールの進捗状況について」説明いたします。

                            (橋本係長より説明)

議長                    ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

                            では、私の方から、一点付け加えます。結局今まで耕作放棄地みたいになっているような所を現地調査する中で、近隣農家に迷惑かからないように管理して下さいと文書を出したケースがあります。地元委員さんの協力の中で、色々取り組みがなされている訳ですが、今回北九州市の草刈り条例とからめて、農地の中で、近隣に住宅地が密集していると、火災に繋がる場合があるなど、色々なケースを想定して環境局と詰めています。農政事務所も関係があり、それぞれの分野で力を合せて、景観等を含めて、周辺に迷惑のかからないように取り組みを行おうと、今、道筋が開けました。今後明るい道が開ければいいなと思っております。

議長                    次に、「農業委員・推進委員 緊急連絡体制について」説明をお願いします。

次長                    それでは、「農業委員・推進委員 緊急連絡体制について」説明いたします。

                            (次長より説明)

議長                    他になにか意見がありますか。

大下委員                メールではだめなのですか。

議長                    それも考えました。見ない人もいるのではないかとということで、取りあえず当面この方法でいこうという考え方です。

                            農業委員会改正の前のそれぞれの地区がありますよね。やっぱり地区協議会を再開するというのは無理な事で、出来ません。ですが、それぞれの地区で何かあったら連絡の取り合いをして、問題を解決していこうではないかと。他の地区とも意見交換をして、自分達で行動を起こして前に進めればいいのではないかとということも、含まれています。

話は変わりますが、昨年6月新体制前に運営委員会で一度協議したことで、強化促進法の中で農地を借りる場合、貸し手側と借り手側で、印鑑だけ押して、地元の草刈りも溝掃除もしないことがあり、昨年6月には農政事務所に、きちんと指導して下さいとお願いをしました。農政事務所が受付をして、農業委員会の方に提出している訳ですから、今回、農政事務所に指導をお願いしていただくということになっております。事務局から説明をお願いします。

事務局長

少し補足させていただきます。本日審議していただき、決定いたしました議案第19号、いわゆる利用権の設定の事であり、利用権の設定にあたり、新たに地域に入って来られた方と地元の間で、水問題など地域のルールで、トラブルになるケースが見られます。そこで今回、農業委員会から市長宛に、農用地利用集積計画の決定の通知を出すにあたっては、通知文書内に、なお書きとして「今後、市が発送する利用権設定者への通知には、地域ルールの遵守を留意項目として明記するなど、トラブル防止の措置を取られることを求める」とした内容の文言を入れてはどうかという提案ですが、いかがでしょうか。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等ございませんか。

奥野委員

農政の方から、注意書きの書類を出すということですが、さらに一歩進んで文書に対しての返事をもらおうと、話がしやすくなると思うのですが。

議長

あまり深入りすると色々なトラブルが発生してきます。一定の条件として最低限守っていただくということです。この方向でさせていただきます。他に何かありますか。

八木田委員

1人の方が水田を借りるとしているのに、実際は知り合いの人を含めて、5～6人の方が畑作をしているというケースがあります。規制がないので、その方がそのようなやり方で、どんどん人を増やしている問題があります。その件を運営委員会で検討していただきたいと思います。

議長

田畑は、転作の問題も含めて、その時の状況によって畑にしたり、水稲にしたりということがあられるわけです。そのあたりのけじめが、集落で出来ていれば良いのですが、個人になると強制力があるかどうか。

八木田委員

それについてですが、議案書に水田として利用しますと書いているのに、形を変えて行っているケースの場合があります。そこは振興地域で水田ばかりです。そこで2、3反の畑にしますと、例えば、キュウリ栽培になる



と、支柱を立てなければなりません。真夏から秋口の間ずっと立てていることとなります。そうすると、もの凄い数のスズメやカラスが来るわけです。

議長 今日ここで論議しても進まないの、今後の宿題として、色々な問題を整理して、きちんとした回答が出来るように事務局と話をさせて下さい。

黒崎委員 余談になりますが、本人は農事組合を脱退しているのですが、水田は耕作をしていないし、荒れていて雑草が生えている状況です。草刈りを要請したら、脱退しているのでもいいた言われました。どうしたらよいでしょうか。

議長 農事組合を脱退したからといっても、草刈りをしなくていいという事にはなりません。今後、文書で指導することになるかも知れません。他に何かありませんか。

橋本係長 最後に事務局からの連絡がございます。3点ございます。まずは、ご要望をいただいておりました「農地・農業の法律相談ハンドブック」の一部を抜粋した「コピー」をお手元に配布しております。ご覧のように、解説付きの問答方式で、99の設問から構成されております。幾つかの問答をピックアップしていますので、内容や読みやすさについて一度ご確認いただき、購入へのご興味が湧かれましたら、事務局へご連絡をお願い致します。

続きまして、遊休農地パトロールのご連絡です。今年も7月から9月末までの約3ヶ月間行う予定でございます。まだお手元に昨年度の調査票をお持ちの方、10名ほどおられると思いますが、次回の総会時に事務局までお持ちくださるようお願いいたします。

最後に来月の議案書の送付についてです。今月末よりゴールデンウィークが始まりまして、来月議案の申請日の締切日が25日になりますが、月末までの役所の開庁日が2日しかありませんので、議案書の到着が若干遅れる可能性が出てきましたので、予めご報告させていただきます。5月7日までに届かない場合は、事務局までご連絡下さい。以上でございます。

議長 私の方から、事務局にお話があります。

財政難で財政局の方から、色々予算を絞るようにとありますが、市会議員はそれなりの学習資料を集めることには経費が出ています。農業委員会も最低限必要な資料を財政局にお願いして、抜粋できるところは農業委員会事務局から提供していただくと金銭的には、大きく膨らむ問題ではないと思います。今後事務局の方に、ご理解頂ければと思います。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員さんは、22番 矢野委員と23番 中村眞一委員です。よろしくお願いいたします。